

板倉町新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

第二版（令和３年８月）

1 概要

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、国の指示のもと、県の協力により、町において予防接種を実施するものとなっている。

町においてはワクチン接種が円滑に行われるよう医師会等関係機関と連携し、接種体制を速やかに整備し、町民の皆様が安全にかつ安心して接種を受けられるよう「板倉町新型コロナウイルスワクチン予防接種実施計画」を策定する。

なお、本計画は、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改定や使用するワクチンの供給状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 基本的考え方

住民接種の実施計画策定にあたり、以下の点に留意する。

- （１）住民接種が円滑に実施できるよう、館林市邑楽郡医師会や医療機関等と十分協議する。
- （２）接種会場において感染症が拡大することのないよう、感染防止策を講ずる。
- （３）集団接種を原則とするが、今後医療機関での個別接種の実施も検討する。
- （４）新型コロナウイルス感染症の診療や通常の診療に過度な悪影響が生じないように配慮する。

3 実施期間

町民向けの接種期間は、令和３年５月１０日から令和４年２月２８日までとする。

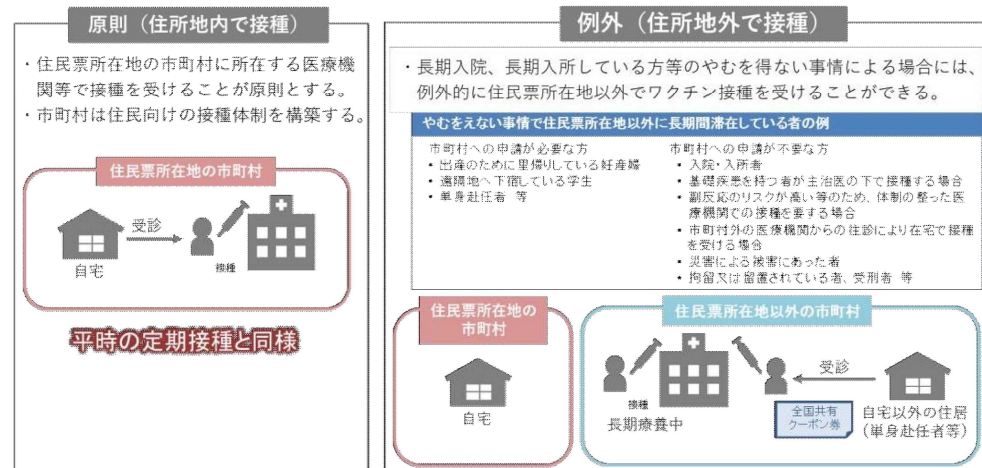
4 対象者

（１）対象者の範囲について

- ①板倉町の住民基本台帳に記録されているかたを対象として行うものとする。
- ②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に 基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならないかたは接種の対象から除外される。
- ③新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のないかたその他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると町長が認めるかたについても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。

（２）接種場所の原則と例外

住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。ただし、長期入院や長期入所している等のやむを得ない事情による場合は、住民票所在地以外で接種を受けることができる。



（３）接種順位

優先順位については、重症化のリスクや医療体制の確保等を踏まえ、国が公表した接種順位に基づき①医療従事者等、②高齢者（令和３年度中に６５歳以上に達するもの）、③６５歳未満で基礎疾患を有するもの、高齢者施設等の従事者、④上記以外のかたの順に接種を開始する。

（４）対象者の概数

区分	詳細	対象者数
医療従事者等	総人口の 3%	430 人
高齢者	65 歳以上のかたの合計 ※接種券発行の実数	5,146 人
基礎疾患を有するかた	総人口の 8.2%（20～64 歳の場合） 総人口の 5.4%（20～59 歳の場合）	1,170 人 765 人
高齢者施設等の従事者	総人口の 1.6%	230 人
61～64 歳	61～64 歳のかた ※接種券発行の実数	830 人
上記以外のかた（16 歳～60 歳）	総人口から、高齢者、医療従事者等、基礎疾患を有するかた、高齢者施設等の従事者を除いた人数	7,806 人
12～15 歳のかた	令和 3 年 5 月 31 日の接種年齢の引き下げにより追加	485 人

出典元：令和 3 年 5 月末現在 板倉町住民基本台帳に基づく試算

(5) 接種券の発送区分等

65 歳以上のかたの接種状況やワクチンの流通状況を踏まえ、国の定める接種順位に従い、接種の通知を行う。

- | | |
|----------------|------------|
| ①高齢者 | 4 月 12 日発送 |
| ②61 歳から 64 歳まで | 6 月 12 日発送 |
| ③16 歳から 60 歳まで | 7 月 2 日発送 |
| ④12 歳から 15 歳まで | 7 月下旬発送 |
| ⑤その他 | 随時 |

令和 3 年 5 月 31 日付厚生労働大臣指示により、12 歳以上 16 歳未満のかたも、接種の対象に追加された。12 歳到達者には誕生月の翌月に通知を発送し、転入者には随時、情報提供を行う。

5 実施体制

(1) 基本方針

本町においては、安全かつ確実に、可能な限り速やかに、希望する全ての町民に新型コロナワクチンを接種できる体制を構築する。供給されるワクチンの特性や接種対象者、接種状況等に応じて、集団接種、個別接種、巡回接種の 3 つの体制を整備できるよう、調整を行う。

接種体制	定義
集団接種	町が設置する接種会場等において予防接種を実施
個別接種	協力医療機関において、予防接種を実施
巡回接種	高齢者施設等を対象として、当該施設等において予防接種を実施

(2) 集団接種

①接種会場

板倉町中央公民館

②集団接種会場の運営

- ・接種開始予定日 令和 3 年 5 月 10 日（月）
- ・開設日時（5 月～9 月中旬まで。9 月中旬以降については、ワクチンの流通状況を踏まえ調整する。）

曜日	接種時間（経過観察時間含む）	接種人数
月曜日	13：00～15：00	200 人
火曜日	13：00～15：00	210 人～240 人
木曜日	10：00～12：30	210 人～240 人
	13：00～16：15	210 人～240 人
土曜日	16：00～18：00	200 人～300 人

③予約方法

以下の方法による予約受付を実施する。

- ・板倉町新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（０２７６－５５－８２７０）
- ・群馬県の公式LINEアカウント「群馬県デジタル窓口」

なお、２回目を確実に接種できるよう、１回目と２回目の予約はセットで予約受付をするものとする。※２回目接種は、１回目接種の３週間後同じ曜日・時間とする。

- ・基礎疾患を有するかたは電話受付のみとし、優先予約期間を設ける。
- ・国または県が設置する大規模ワクチン接種センターも併せて案内を行い、速やかに接種できるよう情報を提供する。

④ワクチンの輸送

ディープフリーザーの設置場所である役場から会場へ、専用の保冷バッグを使用し、町が責任をもって輸送する。

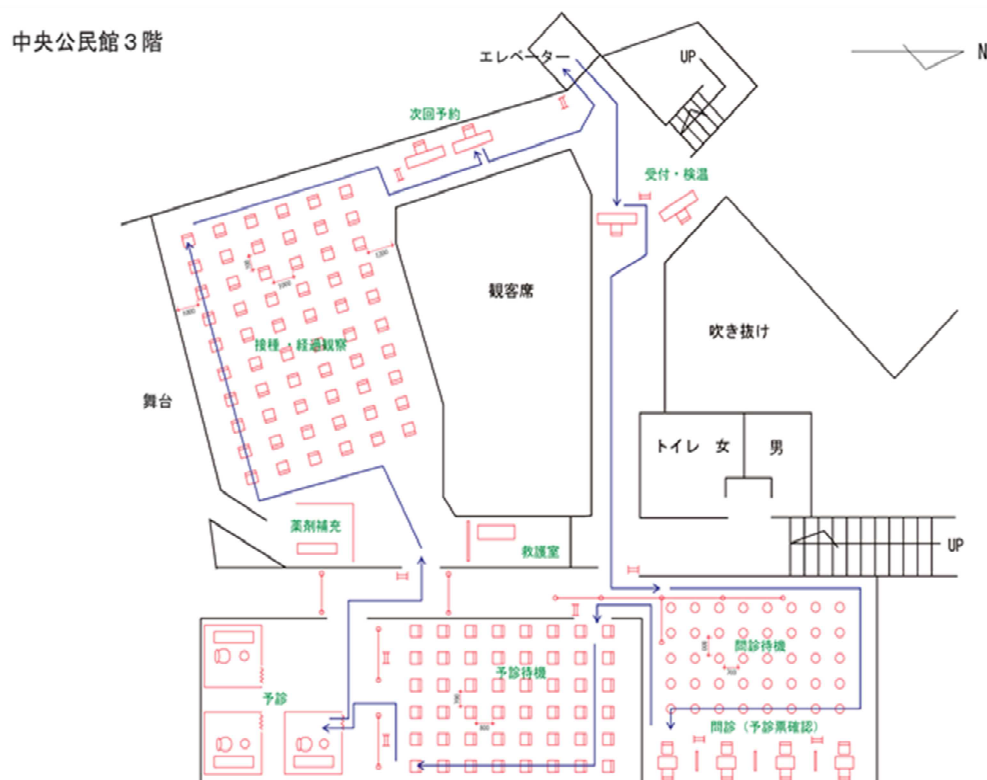
⑤物資等の確保及び管理

集団接種にて使用する物資については、国が提供する物資を除き、接種後の副反応に対応するための救急用品を含め、準備するものとする。なお、新型コロナウイルスワクチン接種が全国的に実施され、物資が品薄となることも想定されることから、計画的な物資の確保に努めることとする。

⑥人員配置（最大定員時）

役割	人数	備考
入口案内・誘導・検温	６人	保健師・保健推進員・事務職
受付	４人	事務職
薬液充填	４人	看護師
予診票確認・誘導	５人	保健師・看護師・事務職
予診補助・誘導	５人	看護師・事務職
予診	２～３人	医師
接種補助・誘導	４人	看護師・事務職
接種	１人	医師
経過観察・相談	２人	保健師・看護師
接種済証交付	４人	事務職
予約受付・システム入力	１人	事務職

⑦接種会場レイアウト



⑧接種会場までの交通手段への配慮

接種会場への移動が困難な方をサポートするため、公共交通の利用法や会場へのアクセス方法を周知するとともに、65歳以上高齢者を対象とする5月～7月は無料巡回バスを運行する。

⑨小児（12～15歳）及び高校生相当者（16～19歳）の接種への配慮

小児は、保護者の署名・同意がなければ接種ができない運用になっている。年齢が低下するほど副反応も生じやすい懸念があることから、未成年者(19才以下)には特にきめ細やかな情報提供と接種案内を行う。併せて、下記通知に基づき、接種に際しては保護者の同伴が望ましい旨を周知する。

※参考：令和3年6月16日付「12歳以上の小児への新型コロナウイルスワクチン接種についての提言」
日本小児科医会／令和3年6月22日付「生徒に対して集団で接種することについての考え方と留意点」
厚労省健康局予防接種室事務連絡

（3）個別接種

基礎疾患のあるかた及び過去に薬や食品などでアレルギー症状を発症したことのあるかた等、配慮を要する必要があるかたに対し、管内市町及び館林市邑楽郡医師会と協議し、館林市邑楽郡管内における広域的個別接種に向け調整を行う。

（4）巡回接種

町内に介護保険施設の他、高齢者や障害者の住まいとしての施設もあることから、入所者の予防接種については、施設の嘱託医と施設間及び町の３者で協議し、接種場所について調整を図る。

【対象となる施設】

法人名	施設名	サービス種別	住所	入所者数
社会福祉法人 ポブラ会	ミモザ荘	介護老人福祉施設	374-0103 板倉町細谷217	80人
社会福祉法人 ポブラ会	グループホーム りんどう	認知症対応型共同生活介護	374-0103 板倉町細谷202	8人
社会福祉法人 ポブラ会	ケアハウス ヒマワリ	軽費老人ホーム	374-0103 板倉町細谷207	29人
有限会社 シルバーライフ	介護付有料老人ホーム 陽だまり	特定施設入居者生活介護	374-0132 板倉町板倉2966-33	19人
有限会社 シルバーライフ	グループホーム おひさま	認知症対応型共同生活介護	374-0132 板倉町板倉2966-40	9人
株式会社 ヴァティー	ふるさとホーム 板倉町	サービス付き高齢者向け住宅	374-0132 板倉町板倉4215-7	33人
めぐ（株）	めぐグループホーム 板倉	認知症対応型共同生活介護	374-0122 板倉町大高嶋1733-11	9人
有限会社 シルバーライフ	障がい者グループホーム みどりの家	共同生活援助事業所	374-0133 板倉町岩田940-5	0人
WELLBEING(株)	WELLBEING板倉	障害者指定短期入所事業所	374-0121 板倉町大字下五箇736-8	6人

6 副反応等に対する対応

ワクチン接種では、接種部位の疼痛や発熱などの副反応が起こることがあり、稀にアナフィラキシー等の重大な副反応が発生することも予想される。このため、副反応の発生リスクをできるだけ減らすための対策や、副反応が発生した場合の対応、また、副反応により健康被害が発生した場合の被害救済などについて、次のとおり定める。

区分	対応
接種前	・町民に対し、各広報媒体を通じて、新型コロナウイルスワクチン接種の効果と副反応に対する周知を図る。 ・予診にて、基礎疾患や過去の予防接種での副反応の有無等について正確に把握できるよう予診票の記載方法等の周知を図る。

副反応発生時	・アナフィラキシーが発生した際に、速やかに緊急処置が行えるようアドレナリン製剤等の薬剤や物品を準備する。 ・基礎疾患のある者や過去の予防接種での副反応が起きたことのあるかたなど副反応リスクが高いと思われるかたについて、接種後の経過観察の時間を30分とする。（※通常の経過観察の時間は15分） ・集団接種会場において、アナフィラキシー等の副反応が発生した際に備え、会場責任者、予診医師、経過観察担当者は、事前に対応手順等の確認を行うなど、連携して対応する。 ・集団接種後に会場を離れてから副反応に関する問合せがあった場合は、必要に応じて、ぐんまコロナワクチンダイヤル（0570-783-910：24時間対応）へ案内をする。 ・集団接種の日時や会場等について、救急搬送を行う板倉町消防署や救急搬送先として想定される公立館林厚生病院に事前に情報提供を行う。
副反応報告	・副反応の症状を確認した医師や医療機関は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に対して「副反応疑い報告書」により速やかに報告すると共に、当該情報を厚生労働省と共有する。
健康被害発生時	・新型コロナウイルスワクチン接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合は、板倉町予防接種健康被害調査委員会にて原因調査及び必要な措置を審議する。 ・健康被害救済給付申請を受け付け、国が接種による健康被害と認定したときは、救済給付を行う。

7 町民への情報提供、相談受付

町は、広報いたくら、町ホームページ、安心安全メール、防災ラジオ等を活用し、町民に対して新型コロナウイルスワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種場所などの情報を積極的に提供するとともに、相談受付窓口を設置する。

①板倉町保健センター相談窓口 電話 0276-82-3757

受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分

②厚生労働省新型コロナウイルスワクチンコールセンター 電話 0120-761770

受付時間 午前9時から午後9時（土日、祝日も実施）

8 ワクチンを廃棄しない取組

体調不良などの理由により、当日、ワクチン接種のキャンセルが生じた際には、必ず連絡を行うよう周知の徹底を図る。また、使用可能なワクチンが無駄になることを防ぐため、事前登録をしていただき、当日すぐに会場に来場できることが可能なかたにワクチン接種の案内を行う。あわせて、接種会場従事者やすぐに接種会場の隣に勤務する役場職員に接種を実施することができる。

(1) 対象となるかた

- ・当日キャンセル分の連絡から、30分以内に会場に到着できるかた
- ・新型コロナワクチンの接種券が手元にある。
- ・新型コロナワクチンの接種を1回も行っていない。
- ・新型コロナワクチンの予約を取得していない。(ただし、ワクチン接種協力者として登録後も、新型コロナワクチンの接種予約ができる。)

(2) 順位

- ①ワクチン接種協力者リストに基づく町民
- ②接種会場に従事する医療従事者(町職員を含む)
- ③町が準備する接種待機者リストに基づく町職員

9 接種記録の管理

町は、町民が新型コロナワクチンの予診や接種を受けた場合は、その記録を国が開発する「ワクチン接種記録システム」(VRS：Vaccination Record System) 及びに町の「G.Be.U 健康管理システム」に登録・管理する。

10 個人情報の管理

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護条例等を踏まえ、予防接種の実施に当たっては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理監督するものとする。

新型コロナワクチンの接種の情報については、様々な関係者により情報が取り扱われているため、個人情報保護法の規定を踏まえ、板倉町個人情報保護条例に関する規定類を精査し、必要に応じて適切な見直しを図るものとする。

板倉町が他の関係者(他市町村・事業者や個人、情報管理・分析の委託先等)へ情報を提供する場合、それぞれの相手先別に、誰が、相手先の誰までに、どの項目・範囲まで、どのような利用目的に限って提供するものか、提供に当たっての関係者の承諾の有無や守秘義務契約等を整理・明確化し、関係者間で遵守すること。

11 その他

本計画に定めないものは、群馬県及び館林市邑楽郡医師会、医療機関等関係機関、近隣市町と協議を行い決定するものとする。